

告示

埼玉県告示第千二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類		廃止年月日
医療法人 後谷診療所	八潮市南後谷七五一	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	平成三十年十一月三十日
クオール薬局 秩父店	秩父市東町二七―九	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	平成三十年九月三十日
デザイナービスふれあい倶楽部	三郷市早稲田三―二六―三	通所介護	通所介護	平成二十二年五月一日
デザイナービスセンターわかさ	所沢市若狭一―二九三―一	通所介護	介護予防通所介護	平成三十年九月三十日
本庄市児玉郡医師会立ケアプラン事業所	本庄市小島六一―八	居宅介護支援		平成三十年十月三十一日